

パブリック・コメント手続（意見募集）

旅館業条例の一部改正について

意見募集期間

令和5年（2023年）

1月6日（金）～1月31日（火）

お問い合わせ先：民生局健康部保健所生活衛生課

電話 046-824-9861（直通）

横 須 賀 市



## パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめるため、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

## パブリック・コメント手続にあたって

平成 29 年の旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)改正により設備基準等について規制緩和がありました。これにより、サービスの多様化や既存の建築物を活用した旅館業営業施設が増加しています。旅館業を営もうとする建築物には、他法令による規制もあり、旅館業を営むことのできない地域があります。

旅館業の適正な遂行のための措置として、旅館業を営もうとする建築物のある地域に関する規制が明確であり、その是正の余地がない事項について明文化し、当該建築物の設置場所周辺の清純な環境を維持し、近隣住民の安全で安心な生活を確保するため、「旅館業条例」の見直しを検討しています。

つきましては、条例改正案について、市民の皆様からのご意見を募集します。

《改正する条例》

旅館業条例

### 【目 次】

◆ パブリック・コメント手続にあたって .....	1
◆ 旅館業条例の一部改正について .....	2
◆ 意見の提出方法について .....	3

## 旅館業条例の一部改正について

### 1 改正概要

審査基準について、次のとおり改正します。

営業施設の存する建築物の敷地について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条その他の規定により旅館業営業のための建築物が建築できない土地ではない旨を追加します。

### 2 施行日

令和5年7月1日施行予定

## 意見の提出方法

1 提出期間 令和5年(2023年)1月6日(金)から1月31日(火)まで

2 あて先 民生局健康部保健所生活衛生課環境衛生係

3 提出方法

○書式は特に定めておりません。

○住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

- (1) (市内在勤の場合) 勤務先名・所在地
- (2) (市内在学の場合) 学校名・所在地
- (3) (本市に納税義務のある場合) 納税義務があることを証する事項
- (4) (当該パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合) 利害関係があることを証する事項

○次のいずれかの方法により提出してください。

(1) 直接持ち込み

- ・民生局健康部保健所生活衛生課(ウェルシティ市民プラザ3階)
- ・市政情報コーナー(横須賀市役所2号館1階34番窓口)
- ・各行政センター

(2) 郵送

〒238-0046

横須賀市西逸見町1-38-11

ウェルシティ市民プラザ3階 横須賀市保健所生活衛生課

(3) ファクシミリ

046-824-2192

(4) 電子メール

hls-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予め御了承ください。  
いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。